

令和5年9月
茨城県理容生活衛生同業組合水海道支部
支部長 高橋信之
茨城県理容公衆衛生推進委員
真鍋忠彦
海老原正

茨城県理容生活衛生組合 水海道支部組合員店における衛生状況報告書 「常総・つくばみらい地区、坂東地区、守谷地区」

目 次

- 1, 感染症対策として ATP 拭き取り検査の目的と実施報告。
- 2, 近代の理美容の衛生認識は過去の歴史を知る事から始まる
- 3, 理容所の臨検による ATP 検査実施の必要性和公衆衛生推進委員の役割と取り組み
- 4, 2023年度の3地区 ATP 検査結果の実施内容。

1, 感染症対策として ATP 拭き取り検査の目的

茨城県理容生活衛生同業組合水海道支部（以下 理容組合水海道支部という）は常総市・つくばみらい市、坂東市、守谷市の3地区から成り立つ理容組合を水海道支部という。

管轄保健所がつくば保健所、古河保健所、竜ヶ崎保健所の三ヶ所管轄であることから保健所から衛生指導の実施を各地区に一斉に行うことは無理があり、各地区管轄保健所は数年に一度の店舗検査が実際です。

組合員においても高齢化が進み、衛生講習会の参加にも見送られるようになり減少傾向にあります。今回の当支部講習会に対しての60名からの「67%」7割近くの参加には3年間にわたる支部の取り組むATP検査等の臨検において衛生推進意識が高くなった表れと自負しています。そのような中でも講習を受講しなくても組合員であることを盾に組合で発行している衛生講習修了証のみもらえれば良い。というような人もおり衛生面に対して気薄ささえも感じています。この度の県衛生課管轄での衛生講習参加者の累計方式は良い方法だと思います。参加した人にも修了証を与える方式は受講する正しい認識ができるからです。それでも尚、衛生講習会受講をしない店舗にはなんらかのペナルティを衛生課から与えられることも必要だと感じました。特に乱立する低価格店舗等など非組合店舗においては危機感を感じています。保健所も非組合員店舗の臨検指導は必要と思います。現在では非組合員の数が圧倒的に組合員店舗を上回り組合員店舗だけでは理美容の衛生基準に不安を感じています。衛生講習会の案内を出しても来た試しが無いことも実際です。

法令で衛生講習会の参加義務を促すことも必須と考えます。理美容には取り締まりや罰を与えなければ衛生講習に来ないような低レベルな職業では日本全土の衛生意識の低さにも不安を感じます。

理容組合水海道支部ではこれらの「社会現象である高齢化」と「感染症対策」において検査方法と理容店舗の衛生状況確認を数値で理解「可視化」できるように2021年度4月よりATP機器（キッコーマンバイオケミファ）を導入してATP検査3A法を活用して実施した結果、支部員の店舗は有機物を洗い落とす流水洗浄に対しての意識が変わり現在では流水洗浄をしてからの法定消毒を行うことが浸透しています。

公衆衛生業を生業としている理容師はカミソリやバリカン等からも皮脂や血液など感染症を引き起こすリスクが高いことを認識し理容師法に遵守し流水洗浄消毒法にシステムの改善が必要と考えます。

水海道支部は ATP 検査を毎年行い続けることは組合員の衛生管理状況を各自が確認することができると考えています。しかし、県内でもその他の多くの理容室の現状を見てみると、流水洗浄が行き届いていないところもまだまだ見受けられます。このような時代ですから、年に一度の衛生講習会だけではなく県内の各保健所管轄の理容所にも適切にアドバイスを促す必要があるように感じます。

2、近代の理美容の衛生認識は過去の歴史を知る事から始まる

以下「戦前期における理髪規則の制定に関する研究書」によると

江戸時代には賤しい低俗な職業とされていた結髪「理容師」女髪結い「美容師」が当時髪は自分で整えることが武家の女の嗜みという考え方が支配的であった時代、花柳界や遊女、夜鷹などの最下層の人たちとの関係が深くしかも売買春にも関わっていたものもいたという。営業形態は店舗を持たず顧客訪問をする「廻り」が主体でそこで得た個人情報をも漏洩することもあり軽視の原因でもあったようだ。もちろん衛生的に不衛生極まりなく取り締まりを受けていた。今で言う「フリーランス」や出張業務会社に働く理美容師を思わせる。

また奢侈禁止令（しゃし きんしれい）など禁令も受けていたようだ。つまり女結髪は幕府からも公認されていなかったと記載されている。20世紀に入り1931年には私立東京女子美髪学校が開校されてから職業婦人として認知されるまでの道のりは険しいものがあつた。結髪「理容」や女結髪「美容」らが仲間と組織化し同業者の乱立を抑制し親方（手間取り）と弟子（徒弟）の職人の育成の業形態をとっていた徒弟制度である。階層化も生まれていった。また多くが店舗を持たない「廻り」の営業形態が多かったので幕府からも目をつけられる。奉行所の下働なども行い冥加を得て取り締まりから逃れていたとある。明治以降正式に理髪という名称が使われるようになった。しかし女結髪は結髪業のままであったようだ。その変化の兆しは20世紀に入ってからで当時理髪師の評価も警視庁の論文に記載されている。1927年には警視庁予防課長の書いた「理髪店舗衛生法」と題する論文があり同氏が1914年から理髪取締りに従事したが店主と弟子「徒弟」に理髪規則が制定配布したこと自体認識しているものが少なかった。それが大分改善したと書かれている。

「近代理髪店舗が賭博との縁が遠くなり、婦人美髪師が男女媒介の避難から脱しようとする傾きを有つて来た事は業者自身の自覚にもよるが、警察当局の取締りが業界改良に力があつたからだ」と行政の取締りの効果を書いている。

まだまだ衛生以外の取締りの多い時代であつた事は確かだ。

このように昭和期に至るまで理髪師と女結髪は素性の悪さを取締られる立場であつた事がわかり「賤業」（せんぎょう）と言われたことも理解できる。

また警視庁衛生部長医学博士栗本氏は1914年全国理髪師大会でこのように語っている。「社会が進歩せるにもかかわらず、古来の悪習慣が残つておるのは実に嘆かわしい次第であります。現今の理髪業者は衛生思想がない。むしろ衛生の重要な事を知るものが少ないのである。しかるに幸いにも先覚者があつて、この悪評、悪習慣を業界より除き、根本的改革をなさんと企てて居られる。私はかくまで喜ぶべく祝すべき事ではなからうかと思ひます。」とあり、業界が現場を変えようとしている事を警視庁の栗本氏は評価しています。「賤業からの脱却」を1906年（明治39年）に設立された理髪業界の全国区組織である大日本美髪会が目指していた事も記載されている。この大日本美髪会が現在の全国理容生活同業組合の前身である事は言うまでもない。

「衛生と理容」の関わり合いは歴史的にも学ぶところであります。

1899年に京都で理髪規制が制定されてから1947年に法律となつても理容師法第1条この法律で

「理容とは理髪及び美容をいう」とあり1951年改正で理容、美容が正式名称となるまで理髪が使われていた。その後1957年にそれぞれ分離した単独法になって現在に至っている。江戸期の「賤業」からの脱却であり、幕末からは感染症対策としては伝染病「コレラ、赤痢、腸チフス、結核」対策の消毒用薬剤の希釈や適用法などに関する知識を得ることは、基礎学力もなく文盲である人も多かった彼らにとって困難以外何者でもなかったと記載されている。

女髪結いと理髪人が昭和に至るまで取り組んできたことは賤業脱却と衛生である。
以下にまとめてみると

- 1 営業者の素行をよくすること。
- 2 新技術を習得すること。
- 3 客と自分自身を守るために衛生管理の知識を獲得すること。

この論文は自虐史観という批判もあったようだが業界にとっては克服すべき重要課題であった。この意味で理美容師は歴史から学び業界の悪癖、悪弊を繰り返さないことが重要であると考えて、あえて載せてみました。

現在はデジタルで店舗の衛生状態が目視できる機器により安全対策が整っているのです。当支部でも3年の指導で全員が標準の数字を下回る好成績を得られるようになりました。

茨城県理容組合全支部が数値化できる検査機器の導入ができれば望ましいですが、現実的には高価な物なので難しいところです。

水海道支部の今後の取り組みとして同支部が他支部の手本となれるように地道にこの活動を続けることと他の支部に機器を貸し出し活用してもらえるように働きかけることで他の組合の支部でも組合員の衛生の認識が高めることが出来れば幸いです。

茨城県内の理容組合の各支部がATP検査キットを導入して衛生管理を実施することを願っています。

最近では、感染症はコロナだけではなく、HIV、HBV、梅毒なども増えている状況です。有機物に含まれるウィルスを数値化して認定された法定消毒法の効力が出るように流水洗浄する必要性がある事を各自が「可視化」で認識出来るよう理容所ではATP検査は必要と考えています。

3、理容所の臨検による ATP 検査実施の必要性と公衆衛生推進委員の役割と取り組み

水海道支部ではハサミ、カミソリ、クシ等からカミソリとクシを検査しました。昨年同様にカミソリなどの鋳物は医療と同様に100（RLU）クシ類は1500（RLU）以下を各店舗の合格基準にしました。基準数字の高い理容所には公衆衛生推進委員より衛生管理システムの見直しと各種消毒液の使用方法など指導が行われました。

写真参照



流水洗浄消毒方法手順を説明



衛生委員による指導

公衆推進委員は今後も各店舗の衛生状況を把握し保健所の役に立ちたいと願っています。
公衆衛生委員は管轄の理容所を衛生的に保つシステム改善を提案が出来る様にするためにも各理容所と衛生問題意識を共有化して消費者の安全を守ってゆくことの問題認識が必要だと考えます。

公衆衛生推進委員の設置要綱第5条にあるように管轄保健所と緊密に連携し理容所の訪問等により各号に掲げる活動を行うものとする。

- 1, 衛生水準の向上
営業者に対して、衛生に関する情報提供及び助言を行う。
- 2, 法令遵守の促進
営業者等に対して、法令遵守状況について確認するとともに法令遵守の取り組みを促進する
- 3, 感染症発生の防止
営業者等にたいして、感染症の発生防止に関する情報提供及び助言を行う。
- 4, 施設の営業状態の確認
施設の営業状態等について訪問時に確認を行う。

このようなことから公衆衛生促進委員を増やし組合員の理容所の訪問だけではなく組合員以外の理容所にも臨検を行う機会を与えてもらうことで ATP 検査等での検査報告などを管轄保健所と緊密に行えるようになれば感染症防止対策だけではなく公衆衛生意識改革にもつながると考えます。

4, 2023 年度の 3 地区 ATP 検査結果の実施内容

冒頭で述べたように理容組合水海道支部は 3 ヶ所の地区から成り立っています。
管轄保健所も 3 ヶ所ですので、今回はそれぞれ数値化した各店舗の数値と支部として総括した内容を添付いたします。

最後に感染症防止対策として行っている水海道支部の ATP 検査報告は一支部のだけの報告ではなく将来的には茨城県全体の理容所の管理に役立てられるよう参考になれば幸いであり、組合全体に波及することを
願いご報告いたします。

A T P 拭き取り 検査報告書

茨城県理容生活衛生同業組合水海道支部

古河保健所所長殿

令和5年9月
茨城県理容生活衛生同業組合水海道支部
支部長 高橋信之
茨城県理容公衆衛生推進委員
真鍋忠彦
海老原正

茨城県理容生活衛生組合 水海道支部組合員店における衛生状況報告書 「常総地区、板東地区、守谷地区」

目次

- 1, 感染症対策として ATP 拭き取り検査の目的と実施報告。
- 2, 近代の理美容の衛生認識は過去の歴史を知る事から始まる
- 3, 理容所の臨検による ATP 検査実施の必要性と公衆衛生推進委員の役割と取り組み
- 4, 2023年度の3地区 ATP 検査結果の実施内容。

1, 感染症対策として ATP 拭き取り検査の目的

茨城県理容生活衛生同業組合水海道支部（以下 理容組合水海道支部という）は常総市、坂東市、守谷市の3地区から成り立つ理容組合を水海道支部という。

管轄保健所がつくば保健所、古河保健所、竜ヶ崎保健所の三ヶ所管轄であることから保健所から衛生指導の実施を各地区に一斉に行うことは無理があり、各地区管轄保健所は数年に一度の店舗検査が実際です。

組合員においても高齢化が進み、衛生講習会の参加にも見送られるようになり減少傾向にあります。今回の当支部講習会に対しての60名からの「67%」7割近くの参加には3年間にわたる支部の取り組むATP検査等の臨検において衛生推進意識が高くなった表れと自負しています。そのような中でも講習を受講しなくても組合員であることを盾に組合で発行している衛生講習修了証のみもらえれば良い。というような人もおり衛生面に対して気薄ささえも感じています。この度の県衛生課管轄での衛生講習参加者の累計方式は良い方法だと思います。参加した人にも修了証を与える方式は受講する正しい認識ができるからです。それでも尚、衛生講習会受講をしない店舗にはなんらかのペナルティを衛生課から与えられることも必要だと感じました。特に乱立する低価格店舗等など非組合店舗においては危機感を感じています。保健所も非組合員店舗の臨検指導は必要と思います。現在では非組合員の数が圧倒的に組合員店舗を上回り組合員店舗だけでは理美容の衛生基準に不安を感じています。衛生講習会の案内を出しても来た試しが無いことも実際です。

法令で衛生講習会の参加義務を促すことも必須と考えます。理美容には取り締まりや罰を与えなければ衛生講習に来ないような低レベルな職業では日本全土の衛生意識の低さにも不安を感じます。

理容組合水海道支部ではこれらの「社会現象である高齢化」と「感染症対策」において検査方法と理容店舗の衛生状況確認を数値で理解「可視化」できるように2021年度4月よりATP機器（キッコーマンバイオケミファ）を導入してATP検査3A法を活用して実施した結果、支部員の店舗は有機物を洗い落とす流水洗浄に対しての意識が変わり現在では流水洗浄をしてからの法定消毒を行うことが浸透しています。

令和5年9月
茨城県理容生活衛生同業組合水海道支部
支部長 高橋信之
茨城県理容公衆衛生推進委員
真鍋忠彦
海老原正

茨城県理容生活衛生組合 水海道支部組合員店における衛生状況報告書 「常総地区、板東地区、守谷地区」

目次

- 1, 感染症対策として ATP 拭き取り検査の目的と実施報告。
- 2, 近代の理美容の衛生認識は過去の歴史を知る事から始まる
- 3, 理容所の臨検による ATP 検査実施の必要性と公衆衛生推進委員の役割と取り組み
- 4, 2023年度の3地区 ATP 検査結果の実施内容。

1, 感染症対策として ATP 拭き取り検査の目的

茨城県理容生活衛生同業組合水海道支部（以下 理容組合水海道支部という）は常総市、坂東市、守谷市の3地区から成り立つ理容組合を水海道支部という。

管轄保健所がつくば保健所、古河保健所、竜ヶ崎保健所の三ヶ所管轄であることから保健所から衛生指導の実施を各地区に一斉に行うことは無理があり、各地区管轄保健所は数年に一度の店舗検査が実際です。

組合員においても高齢化が進み、衛生講習会の参加にも見送られるようになり減少傾向にあります。今回の当支部講習会に対しての60名からの「67%」7割近くの参加には3年間にわたる支部の取り組む ATP 検査等の臨検において衛生推進意識が高くなった表れと自負しています。そのような中でも講習を受講しなくても組合員であることを盾に組合で発行している衛生講習修了証のみもらえれば良い。というような人もおり衛生面に対して気薄ささえも感じています。この度の県衛生課管轄での衛生講習参加者の累計方式は良い方法だと思います。参加した人にも修了証を与える方式は受講する正しい認識ができるからです。それでも尚、衛生講習会受講をしない店舗にはなんらかのペナルティを衛生課から与えられることも必要だと感じました。特に乱立する低価格店舗等など非組合店舗においては危機感を感じています。保健所も非組合員店舗の臨検指導は必要と思います。現在では非組合員の数が圧倒的に組合員店舗を上回り組合員店舗だけでは理美容の衛生基準に不安を感じています。衛生講習会の案内を出しても来た試しが無いことも実際です。

法令で衛生講習会の参加義務を促すことも必須と考えます。理美容には取り締まりや罰を与えなければ衛生講習に来ないような低レベルな職業では日本全土の衛生意識の低さにも不安を感じます。

理容組合水海道支部ではこれらの「社会現象である高齢化」と「感染症対策」において検査方法と理容店舗の衛生状況確認を数値で理解「可視化」できるように2021年度4月より ATP 機器（キッコーマンバイオケミファ）を導入して ATP 検査3A法を活用して実施した結果、支部員の店舗は有機物を洗い落とす流水洗浄に対しての意識が変わり現在では流水洗浄をしてからの法定消毒を行うことが浸透しています。